検証

廃棄物処理法

弁護士 佐藤 泉氏

その1

焦点は「透明性の向上」

温暖化から少子高齢化まで

2010年改正から5年が経過し、今年5月から、環境省の廃棄物処理制度専門委員会で廃棄物処理法の見直しに関する議論が始まった。すでに、合計5回の会合が開催され、10月末に次回会合が予定されている。

この委員会では、関係業界・団体からのヒアリングを経て、8月の会合で「廃棄物処理政策における論点整理（案）」が示され、9月の会合では、委員からの意見を踏まえて、この一部に加筆修正が加えられた。

この論点整理（案）では、廃棄物の適正処理などに関するさまざまな実務的課題への対応とともに、「廃棄物処理分野における地球温暖化対策の強化」「少子高齢化・人口減少を見据えた対応」「電子申請の活用」「産業廃棄物処理業者に係る欠格要件の見直し」など幅広い項目も挙げられている。

論点整理で見えたこと

論点整理（案）とともに、「廃棄物処理制度における論点の検討その1」という詳細な検討資料も示され、「検討すべき論点」として6項目があげられている。その内容を見ると、産業廃秋物の処理状況の透明性向上、電子マニフェストシステムの改善および普及拡大、排出事業者責任の強化、改善命令および処理困難通知制度の改善等、今年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案、いわゆるダイコー事件（廃棄カツ横流し）に対する対応が強く反映されている。また、有害廃棄物対策、市町村の処理困難物対応等も取り上げられている。

ダイコー事件は、食の安全にも関係し、国民の注目を集めた事件であり、これを機に廃棄物処理法の規制強化の必要性が明らかになったと考えられる。

（6面につづく）

平成28年10月31日
週間循環経済新聞